
淀川水系淀川左岸ブロック 河川整備計画(変更原案)について(概要)

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

1. 河川の特性 穂谷川について

指摘事項	対応(案)
本文 P7 穂谷川上流部の説明文と写真が合致していない。	写真の差し替え
修正前(H25年度 第9回審議会資料)	修正後(案)
	

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

2. 河川の利用及び河川環境の現状と課題について

指摘事項	対応(案)
<p>本文 P10 (6)景観親水性 「河床や水際、堤防上の植生は、人工的な景観を和らげるものであり」とあるが、河床・水際・堤防上と画一的に記載しているが、景観を和らげている気はしない。 砂州上の植生は、本来移動すべき砂が移動できなくなっているだけではないか。</p>	<p>修文</p>
<p>修正前(H25年度 第9回審議会資料)</p>	<p>修正後(案)</p>
<p><u>天野川、穂谷川、船橋川の現況河床は全体的に平坦な区間が多く、多様に乏しい環境となっていますが、現状で瀬と淵が分布している箇所や、砂州上に植生が繁茂している箇所も見られます。河床や水際、堤防上の植生は、人工的な景観を和らげるものであり、現状の保全に配慮しつつ、河川整備や維持管理を行う必要があります。</u></p>	<p><u>天野川、穂谷川、船橋川は、一部を除いて、コンクリートブロック積護岸等が連続するため、人工的な景観となっており、また、瀬と淵が分布している箇所や砂州に植生が繁茂している箇所も見られます。</u> <u>河川整備や維持管理にあたっては、砂州上の植生は、流水の阻害となるため、改善を図りつつも、水際や堤防の植生により人工的な景観を和らげ周囲の景観との調和に配慮する必要があります。</u> <u>天野川、穂谷川、船橋川は、アドプト・リバー・プログラムや河川環境学習等、住民の活動の場として活用されていますが、河道内へのアクセスの乏しい箇所もあり、親水階段の設置等、アクセスの改善を図る必要があります。</u></p>

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

3. 河川整備計画の目標について

指摘事項	対応(案)
<p>本文 P12 1.洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する目標 河川の維持管理、許可工作物について、改正河川法に対応した記述にするべき。</p>	<p>修文 河川の維持管理について追記</p>

修正前(H25年度 第9回審議会資料)	修正後(案)
<p>—</p>	<p>さらに、<u>河川の土砂の堆積、植生の繁茂及び河床低下については、その状況を定期的に調査し、阻害率の高い区間を把握するとともに、地先の危険度等を考慮して計画的な維持管理、対策を行うこととします。</u></p>

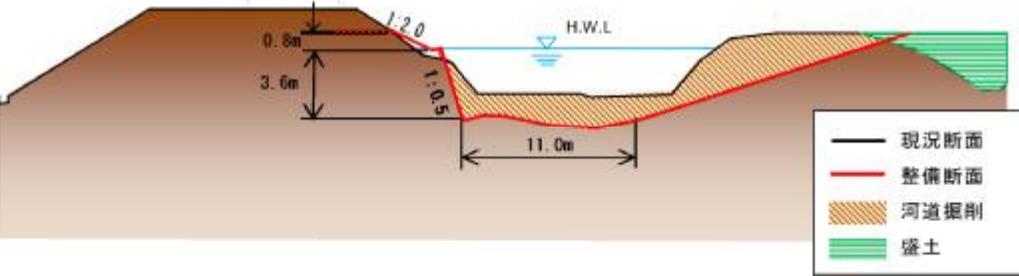
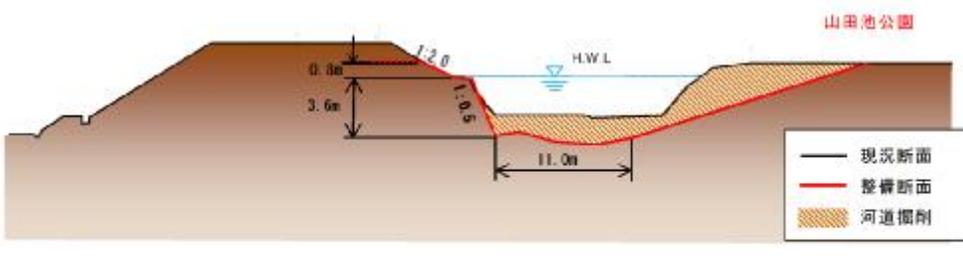
前回審議会での委員指摘事項と対応方針

4. 河川整備の実施に関する事項について

指摘事項			対応(案)		
本文P17表-2.2、P18表-2.3 整備内容 「周囲の景観との調和に配慮し」とあるが具体的に記載すべき。			修文		
修正前(H25年度 第9回審議会資料)			修正後(案)		
河川名	整備対象区間	整備内容	河川名	整備対象区間	整備内容
前川	砂子橋上流 ～京阪交野線下流 (0.3km～0.7km)	河道改修の際には、河岸の保全、 <u>周囲の景観</u> との調和に配慮し、上下流の生物移動の連続性の確保に努めます。	前川	砂子橋上流 ～京阪交野線下流 (0.3km～0.7km)	河道改修の際には、河岸の保全、隣接する <u>住宅地との景観</u> の調和に配慮し、上下流の生物移動の連続性の確保に努めます。
河川名	整備対象区間	整備内容	河川名	整備対象区間	整備内容
穂谷川	①馬場前橋上流 ～国道1号 (1.1km～3.4km)	河道改修の際には、河岸やみお筋の保全、 <u>周囲の景観</u> との調和に配慮し、上下流の生物移動の連続性の確保に努めます。	穂谷川	①馬場前橋上流 ～穂谷川新橋 (国道1号) (1.1km～3.4km)	河道改修の際には、河岸やみお筋の保全、隣接する <u>住宅地との景観</u> の調和に配慮し、上下流の生物移動の連続性の確保に努めます。
	②国道1号 ～山田池橋 (3.4km～4.4km)	河道改修の際には、河岸やみお筋の保全、 <u>周囲の景観</u> との調和に配慮し、上下流の生物移動の連続性の確保に努めます。なお、大阪府営山田池公園付近は、公園計画と一体となった河川整備を行います。		②穂谷川新橋 (国道1号) ～山田池橋 (3.4km～4.4km)	河道改修の際には、河岸やみお筋の保全、隣接する <u>府営山田池公園や住宅地との景観</u> の調和に配慮し、上下流の生物移動の連続性の確保に努めます。なお、府営山田池公園付近は、公園計画と一体となった河川整備や水辺空間の整備を行います。
	③山田池橋 ～新上渡場橋下流 (4.4km～7.7km)	河道改修の際には、河岸やみお筋の保全、 <u>周囲の景観</u> との調和に配慮し、上下流の生物移動の連続性の確保に努めます。		③山田池橋 ～新上渡場橋下流 (4.4km～7.7km)	河道改修の際には、河岸やみお筋の保全、 <u>周辺の田園風景との景観</u> の調和に配慮し、上下流の生物移動の連続性の確保に努めます。

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

5. 河川整備の実施に関する事項

指摘事項	対応(案)
<p>本文P19 図-2.6 危険性が高いとしている堤防を狭くする断面図はおかしい。 緩傾斜の線が直線になっているが、変化をつけないと、植生などが育たない。留意した整備を行うこと。</p>	<p>図の修正</p>
<p>修正前(H25年度 第9回審議会資料)</p>	<p>修正後(案)</p>
	 <p>*山田池公園側の法勾配は、植生に配慮し変化をつけるものとします。</p>

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

6. 河川整備の実施に関する事項

指摘事項	対応(案)
本文P20 2.河川な適正な利用及び流水の正常な機能の維持 「水量の状況把握を行います」とあるが、どうやって流量を維持するのかを記載すべき。	修文
修正前(H25年度 第9回審議会資料)	修正後(案)
流水の正常な機能を維持し適正な河川管理を行うため、継続的な雨量、水位の観測データの蓄積と分析による水量の状況把握を行います。	流水の正常な機能を維持し適正な河川管理を行うため、継続的な雨量、水位の観測データの蓄積と分析による水量の状況把握や取水堰等から適正な取水が行われているか利用実態を調査し、流水の正常な機能の維持が図られるように努めます。

7. 河川整備の実施に関する事項

指摘事項	対応(案)
本文P20 3.河川環境の整備と保全 (1)河川における連続性の確保 「取水堰の撤去」とあるが、河川における連続性の確保の項目だけでなく、水利(水利用)の項目にも記載すべき。	修文
修正前(H25年度 第9回審議会資料)	修正後(案)
流水の正常な機能を維持し適正な河川管理を行うため、継続的な雨量、水位の観測データの蓄積と分析による水量の状況把握を行います。	流水の正常な機能を維持し適正な河川管理を行うため、継続的な雨量、水位の観測データの蓄積と分析による水量の状況把握や取水堰等から適正な取水が行われているか利用実態を調査し、流水の正常な機能の維持が図られるように努めます。

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

8. 河川整備の実施に関する事項について

指摘事項	対応(案)
<p>本文P21 第2節河川の維持の目的、種類及び施行の場所 河川の維持管理、許可工作物について、改正河川法に対応した記述にするべき。</p>	<p>修文</p>
<p>修正前(H25年度 第9回審議会資料)</p>	<p>修正後(案)</p>
<p>1.河川管理施設</p> <p><u>堤防及び護岸等の河川管理施設の機能や河川の流下能力を確保するため、施設の定期点検や必要に応じた緊急点検を実施し、構造物の損傷、劣化状況の把握に努め、人命を守ることを最優先に、地先の危険度や土地利用状況などを考慮し優先順位を定めて、危険度の高い箇所から計画的に補修を行います。また、地域住民にも身近な河川管理施設の状況を伝えるため、それらの点検結果を公表します。</u></p> <p><u>土砂の堆積、植生の繁茂に対しては、堆積・繁茂状況を定期的に調査し、阻害率の高い区間を把握することと併せ、地先の危険度などを考慮して計画的に土砂掘削等の対策を行います。</u></p> <p><u>さらに、維持管理の基本となる河道特性や河川管理施設の情報(整理・蓄積し、河川カルテ)を作成するとともに維持管理計画を策定して、計画的かつ効率的な維持管理を行います。</u></p> <p><u>なお、河床低下による災害が懸念される箇所が見つかった際には、流域及び河道特性を踏まえ、河床低下対策を進めます。</u></p> <p>2. 許可工作物</p> <p><u>取水堰や橋梁等、河川管理者以外が管理を行う許可工作物については、施設管理者に対して河川管理施設と同等の点検・補修を行わせるなど、河川の流下能力を低下させないよう適正な維持管理を指導します。</u></p>	<p>1.河川管理施設</p> <p><u>平成25年6月の河川法改正により、河川管理者及び許可工作物の管理者は、河川管理施設、許可工作物を良好な状態に保つよう維持修繕しなければならないことが明確化され、更に河川法施行令により、有堤区間等については、1年に1回以上の適切な頻度で目視等により点検を実施することが定められました。</u></p> <p><u>河川法の改正を受け、引き続き、堤防及び護岸等の河川管理施設の機能や河川の流下能力を確保するため、施設の定期点検や必要に応じた緊急点検を実施し、構造物の損傷、劣化状況の把握に努め、人命を守ることを最優先に、地先の危険度や土地利用状況などを考慮し優先順位を定めて、危険度の高い箇所から計画的に補修を行います。また、地域住民にも身近な河川管理施設の状況を伝えるため、それらの点検結果を公表します。許可工作物の管理者に対しても、河川法の改正に基づき、適切に点検を実施し、維持修繕を行うよう周知徹底していきます。</u></p> <p><u>さらに、維持管理の基本となる河道特性や河川管理施設の情報(整理・蓄積し、河川カルテ)を作成するとともに維持管理計画を策定して、計画的かつ効率的な維持管理を行います。</u></p> <p>2.許可工作物</p> <p><u>取水堰や橋梁等、河川管理者以外の者が管理を行う許可工作物については、施設管理者に対して許可工作物を良好な状態に保つように河川管理施設と同等の点検及び維持、修繕の実施を指導するなど、河川の治水機能を低下させないよう適正な維持管理に努めます。</u></p>

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

9. 河川整備計画の目標について

指摘事項	対応(案)
<p>本文P21 第2節河川の維持の目的、種類及び施行の場所 河川パトロールと河川巡視という言葉が混在している。統一すること。</p>	<p>修文</p>
<p>修正前(H25年度 第9回審議会資料)</p>	<p>修正後(案)</p>
<p>河川区域で違法に行われている耕作、工作物の設置等を監視・是正するため、定期的に河川パトロールを行うとともに、地域や関係機関との連携により、監視体制を重層化します。 不法投棄等により放置されたゴミに対しては、河川パトロール等において適宜回収するとともに、アドプト・リバー・プログラムの参加団体、NPO法人、地域住民、関係機関等と協働で定期的な河川美化活動等を行うことにより地域住民等の美化意識の向上に努め、きれいな河川空間の維持に努めます。</p>	<p>河川区域で違法に行われている耕作、工作物の設置等を監視・是正するため、定期的に河川巡視を行うとともに、地域や関係機関との連携により、監視体制を重層化します。 不法投棄等により放置されたゴミに対しては、河川巡視等において適宜回収するとともに、アドプト・リバー・プログラムの参加団体、NPO法人、地域住民、関係機関等と協働で定期的な河川美化活動等を行うことにより地域住民等の美化意識の向上に努め、きれいな河川空間の維持に努めます。</p>

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

10. その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

指摘事項	対応(案)
<p>本文P23 第2節河川情報の提供に関する事項 国(淀川)の協議会との連携や地域との連携について、追記してはどうか。</p>	<p>修文</p>
<p>修正前(H25年度 第9回審議会資料)</p>	<p>修正後(案)</p>
<p>河川氾濫や浸水に対しては、住民が的確に避難行動をとれるよう、流域市と連携し、①現状の河川氾濫・浸水による危険性の周知、②必要な情報の提供・伝達、③住民の防災意識の醸成に努めます。なお、避難行動に必要な情報については、行政からの一方的なものにとどまらず、地域特性に応じたものとなるように、ワークショップ等を通じて、住民からの過去の浸水被害等の情報を取り入れつつ構築していきます。</p> <p>具体的には、時間雨量50ミリ程度、時間雨量65ミリ程度、時間雨量80ミリ程度、時間雨量90ミリ程度の4ケースによる地先の危険度をわかりやすく周知する洪水リスク表示図の公表を行います。また、地域単位でのワークショップの開催等によって地域住民へ洪水リスクの周知を図るとともに、過去の災害実績や避難経路の確認(地域版ハザードマップ作成、簡易型図上訓練等を行い、洪水だけでなく土砂災害等の地域特有の災害リスクを踏まえ住民が自ら行動できる避難体制づくり(自主防災組織の設立、防災リーダー育成等)に取り組みます。</p> <p>さらに、現在実施しているホームページ、地上波デジタル放送等での情報提供(雨量、水位)に加え、流域市が発表する避難情報や住民の自主避難の参考となる情報を提供できるよう、より効果的な手法の検討に努めます。</p>	<p>河川氾濫や浸水に対しては、住民が的確に避難行動をとれるよう、<u>水害に強い地域づくり協議会</u>や流域市と連携し、①現状の河川氾濫・浸水による危険性の周知、②必要な情報の提供・伝達、③住民の防災意識の醸成に努めます。なお、避難行動に必要な情報については、行政からの一方的なものにとどまらず、地域特性に応じたものとなるように、ワークショップ等を通じて、住民からの過去の浸水被害等の情報を取り入れつつ構築していきます。</p> <p>具体的には、<u>これまでの洪水ハザードマップ</u>による情報提供に加え、時間雨量50ミリ程度、時間雨量65ミリ程度、時間雨量80ミリ程度、時間雨量90ミリ程度の4ケースによる地先(家屋など)の危険度をわかりやすく周知する洪水リスク表示図の公表を行います。また、地域単位でのワークショップの開催等によって地域住民へ洪水リスクの周知を図るとともに、過去の災害実績や避難経路の確認(防災マップ作成、簡易型図上訓練等)等を行うことで、洪水だけでなく土砂災害等の地域特有の災害リスクを踏まえ住民が自ら行動できる避難体制づくり(自主防災組織の設立、防災リーダー育成等)に取り組みます。</p> <p>さらに、<u>これまで行ってきた洪水予報のさらなる精度向上</u>や現在実施しているホームページ、地上波デジタル放送等での情報提供(雨量、水位)に加え、流域市が発表する避難情報や住民の自主避難の参考となる情報を提供できるよう、より効果的な手法の検討に努めます。</p>

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

11. その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

指摘事項	対応(案)
本文P23 第1節地域や関係機関との連携に関する事項 注釈の「涵養」は説明文を修正すること。	修文
修正前(H25年度 第9回審議会資料)	修正後(案)
<u>水が自然に染み込むように、無理をしないでゆっくりと養い育てること。</u>	<u>地表の水が帯水層に浸透し、地下水となること。</u>

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

12. 参考資料について

指摘事項	対応(案)
<p>参考資料P8 図-1.14、図-1.15 農家数の推移(四条畷市)で販売農家と自給的農家が劇的に変化している要因は何か。 工業のグラフの「事業者数」は「事業所数」ではないか。</p>	<p>・参考資料P8 図-1.14 四條畷市の農家数の推移について、昭和60年から平成7年までは販売農家と自給的農家の区分がなく、<u>專業農家数</u>を誤って自給的農家数と記載していた。<u>農家総数</u>を記載する。</p> <p>・参考資料P8 図-1.15 凡例が<u>事業者</u>になっている。<u>事業所</u>に修正。</p>
修正前(H25年度 第9回審議会資料)	修正後(案)
<p>図-1.14 農家数の推移(四条畷市) 資料「大正の農情」「世界資料集センサス」「農家センサス」</p>	<p>図-1.14 農家数の推移(四条畷市) 資料「大正の農情」「世界資料集センサス」「農家センサス」</p> <p>図-1.15 工業関係の事業所数、従業員数及び自営農(四條畷市)</p>